

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◆条例 鳥取県職員退職手当支給条例の一部改正

条例第五十六号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「支給される職員」を「支給される者」に、「勤務に服する者」を「勤務に服するもの」に改める。

第三条第一項中「次条」の下に「又は第五条」を加え、「(給料が日額で定められている者については、給料日額の八割相当額の二十五日分に相当する額。以下同じ。)」を「(給料が日額で定められている者については、給料日額の八割相当額の二十五日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においてはこれらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)別表第二に掲げる程度の廢疾の状態にある傷病若しくは死亡に因り退職した者又は勤務機關の移転に因り退職した者若しくはその者の非違によるこ

## 目次

昭和三十三年三月十八日  
鳥取県知事 遠藤 茂  
鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県

となく勧しよう、を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるものに対する退職手当の額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十

二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百五

三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の百五

四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

前項に規定する者に対する退職手当の額が退職の日ににおけるその者の基本給月額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その基本給月額をもつて退職手当の額とする。

前項の基本給月額は、職員の給与に関する条例(昭和

二十六年二月鳥取県条例第三号)の規定により給与が給料及び扶養手当に区分して支給される職員については、それらの月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて知事が定める額とする。

**第五条 定数の減少**若しくは組織の改廃又は予算の減少に因り廃職又は過員を生ずる場合において、任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基き、勧しようを受け又はその意に反し退職した者に対する退職手当の額及び二十五年以上勤続し、その者の非違に因ることなく、勧しよう、を受けて退職した者で知事が承認したものに対する退職手当の額は、第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。

す、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

一 勤続期間	一年未満の者	百分の二百七十
二 勤続期間	一年以上二年未満の者	百分の三百六十
三 勤続期間	二年以上三年未満の者	百分の四百五十
四 勤続期間	三年以上の者	百分の五百四十

第六条中「第一項」及び「同項」を削る。

第七条第七項を次のように改める。

前項に規定する他の公務員としての引き続いた在職期間の計算については、第八項及び第九項の規定による外第一項から第三項まで及び第五項の規定を準用する。

第七条第八項中「前七項」を「前九項」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

他の公務員が退職に因りこの条例の規定による退職手当の額をもつて退職手当の額とする。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行日の前日以前に退職した者の退職手当については、なお、従前の例による。

3 鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。



あつて適用日以後に引き続いて職員となつた者の適用日以前における職員及び他の公務員としての在職期間のうちに条例第七条第五項に該当するものがあるときは、同項の規定がなかつたとして計算した場合の在職期間とする。

る就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和二十一  
年勅令第百九号)第一条若しくは旧公職に関する就職  
禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号  
)第三条の規定により退職させられたもの(その退職  
の際に軍人軍属であつたものを除く。)又はこれらに  
準する措置で国家公務員等退職手当暫定措置法施行令  
(昭和二十八年政令第二百五十五号)附則第六項の規定  
に基く大藏省令で定めるものによりその者の意思によ  
らないで退職させられたものが、その退職の後、法令  
の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除され  
た日(これらの措置により就職が制限されなかつた職  
員となつた場合にあつては、当該退職の日)から百二  
十日以内に職員となつた場合においては、先に職員と  
して在職した期間は、その者の職員としての在職期間  
に引き続いたものとみなす。

10 附則第八項各号の一に掲げる者又は前項に規定する  
職員として在職した者であつたもので特殊の事情があ  
るものについては、これらの者が知事の承認する期間  
時間とする。

11 職員が適用日の前日以前にあける退職により改正後  
の条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を  
受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在  
職期間は、その者の職員としての在職期間から除算す  
るものとする。

12 適用日の前日に現に在職する職員であつて、他の公  
務員から引き続いて職員となつたもの及び適用日の前  
日に現に在職する他の公務員であつて適用日以後に引  
き続いて職員となつたものの適用日の前日以前におけ  
る他の公務員としての勤続期間の計算については、附  
則第六項から第九項までの規定を準用する外、改正後  
の条例第七条第六項から第九項までの規定の例によ  
る。

13 適用日の前日に現に在職する職員及び他の公務員で

内に他に就職することなく職員となつた場合において  
は、これらの者としての引き続いた在職期間は、前三  
項の規定にかかわらず、その者の職員としての在職期  
間に引き続いたものとして計算することができる。